

運賃・料金のしくみ

(1) 普通旅客運賃

普通旅客運賃は根幹の運賃であり、定期旅客運賃とともに「基本的な運賃」に位置づけられています。

この普通旅客運賃の乗車券としては、普通片道乗車券や普通往復乗車券として発売されていますが、近年では自動改札機に軽く触れるだけで運賃の支払いを行うICカード乗車券が様々な事業者において導入されてきています。

現在、鉄道会社が実施している普通旅客運賃は、次の4種類の類型に区分されます。

<1> 対キロ制

対キロ制は、キロ当たりの賃率に乗車区間の営業キロを乗じて運賃額を計算する方法であり、JR旅客会社及び一部の中小民鉄事業者において実施されています。

<2> 対キロ区間制

対キロ区間制による運賃は、一定の距離を基準として区間を定め、乗車区間に応じた運賃を算出する制度で、乗車距離に応じて階段状に運賃が変化してゆくものです。乗車距離が長くなるにしたがって階段の高さ(加算額)、階段の奥行き(長さ(同一運賃で乗車できる区間長))を変化させることにより遠距離通減が図られています。この制度は簡明であり、かつ券売機その他の取扱いの面からも合理的メリットがあることから、大手民鉄、東京地下鉄、公営地下鉄、中小民鉄の多くがこの運賃制度を実施しています。

<3> 区間制

区間制運賃は、営業路線を概ね等距離に区分できる駅を基準として2以上の区間に分割し、区間に応じて運賃を算出する方法であり、筑豊電気鉄道(福岡県)、叡山電鉄(京都府)等の一般鉄道の他、箱根登山鉄道鋼索線(神奈川県)、近畿日本鉄道生駒鋼索線(奈良県)等の鋼索鉄道で実施されています。

<4> 均一制

均一制運賃は、乗車キロに関係なく運賃を均一とする制度であり、利用者にとっては単純でわかりやすく、鉄道側にとってみれば出改札での設備の簡素化、省力化が図れることのメリットがあります。一方、短い距離を利用する者にとっては割高感があり、この制度は鉄道全体の営業キロが短い、旅客の乗車距離が平均して比較的短い山万(千葉県)のような新交通システムや東京急行電鉄世田谷線(東京都)、阪堺電気軌道(大阪府)、長崎電気軌道(長崎県)等の路面電車等で実施されています。

(2) 定期旅客運賃

定期旅客運賃には、乗車距離あるいは区間ごとに額を定めた表定制のものと、普通旅客運賃額を基礎として割引率を乗じて算出するものがあります。(例 1ヶ月定期の場合:普通旅客運賃×60×割引率)

定期旅客運賃には通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃とがあり、JR旅客会社の通学定期旅客運賃は、さらに高校生、中学生、小学生の区分を設けています。

(3) 料金

特別急行料金、急行料金は、

1. 速達性に対する価値が大きいこと、
2. 施設やサービスが良好なこと、
3. 高速運転のための費用やサービスの高度化のための費用が増大すること

等が設定の要因となっています。

この他、特別車両料金(グリーン料金等)や、寝台料金は、設備の利用に対する料金であり、入場料金や、払戻し手数料等は、運輸に付帯する役務の料金です。

(4) 旅客の区分

運賃及び料金のうち特急・急行料金、座席指定料金は、次の年齢区分に従って決められています。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

<1> 小児の運賃・料金

小児の普通旅客運賃、定期旅客運賃、特急・急行料金又は座席指定料金は、それぞれの大人の運賃、料金額を折半し、10円未満のは数を整理して10円単位とした額です。

<2> 幼児・乳児の運賃・料金

幼児・乳児に対しては、運賃・料金を収受しないこととしていますが、次の場合は、小児の運賃・料金が適用されます。

- 幼児が幼児だけで旅行するとき
- 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客(団体旅客を除く)に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなします。
- 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき
- 幼児又は乳児が、指定を行う座席を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき(なお、特別車両料金、寝台料金やコンパートメント料金は、旅客の区分をせず、すべて同額となっています。)